

会計年度任用職員（家庭児童相談員）を募集します

申込期間	令和 7 年 11 月 19 日（水）～令和 7 年 12 月 4 日（木） （期間中の土曜日・日曜日・祝日は受け付けません。）
試験日	令和 7 年 12 月 8 日（月）

1 任用形態

- (1) 身分 会計年度任用職員
- (2) 任用期間 令和 7 年 12 月 19 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
※任用期間満了後 1 年を超えない範囲で再度任用する場合があります。
ただし、継続勤務期間の上限は、公募による採用から 4 年経過後の年度末（最長 5 年）を上限とします（継続勤務期間の上限に達した場合であっても、再応募が可能です）。

2 募集職種 職種名 家庭児童相談員

3 募集人数 1 人

4 職務内容

- (1) 子どもの虐待防止に関する相談支援業務
- (2) 子どもの虐待防止、子育て等に関する市民の意識啓発業務
- (3) その他社会福祉事務所長が必要と認める業務

5 勤務場所 上越市こども家庭センター (上越市木田 1 丁目 1 番 3 号 上越市役所)

6 受験資格等

次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ(6)及び(7)に該当すること、又は(3)若しくは(4)のいずれかに該当し、かつ(5)～(7)に該当すること

- (1) 子育て等の相談業務に 3 年以上従事した経験を有すること
- (2) 社会福祉主事任用資格を有し、3 年以上児童福祉事業に従事した経験を有すること
- (3) 保育士、看護師、保健師のいずれかの資格を有すること
- (4) 学校教育法に基づき設置された大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又はこれらに相当する過程を修めて卒業したこと
- (5) 子どもや保護者等の相談業務に 1 年以上従事した経験を有すること
- (6) 基本的なパソコン操作（ワード・エクセル）のできること
- (7) 普通自動車運転免許を有すること

※次のいずれかに該当する人は、受験できません

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 上越市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

7 試験内容・申込方法

- (1) 試験内容 面接試験（個別面接）
- (2) 試験日等 令和 7 年 12 月 8 日（月）

※面接時間等の詳細については、申込者に後日お知らせします。

（次頁に続きます。）

- (3) 面接会場 上越市役所 木田第1庁舎
- (4) 申込方法 令和7年度会計年度任用職員（家庭児童相談員）の応募であることが分かるように、下記書類をこども家庭センターへ郵送又は持参してください
（他の窓口等に提出した書類は受け付けません）。
ア 受験申込書（指定様式）
イ 履歴書（指定様式）
ウ 職務経歴書（任意様式）
エ 資格証等の写し（6-(2)(3)(4)関連）
- (5) 申込受付締切 令和7年12月4日（水）必着
- (6) 結果通知 受験された方全員に文書又は電話でお知らせします。
- (7) その他 受験申込時の提出書類は、以下の通り取扱います。
・合格の場合…返却しません。
・不合格の場合…結果通知に同封し、返却します。

※指定様式は上越市ホームページ
（こども家庭センター）からダウン
ロードするか、ハローワークで申し
込みの際に受け取ってください。

8 勤務条件等

勤務日	月曜日から金曜日までの週5日
勤務時間	(1)9時10分から16時00分まで (2)10時25分から17時15分まで ※いずれも休憩時間60分、勤務時間5時間50分
週休日等	土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）
報酬	178,700円／月
期末手当	任用期間等に応じて、6月期、12月期に計3.525月分を支給します。 （各1.7625月）
通勤費	1か月当たり150,000円以内（通勤方法や距離に応じて支給）
健康保険 厚生年金	加入します。ただし、任用日において、健康保険は75歳以上、厚生年金は70歳以上の方は加入できません。
雇用保険	加入します。
休暇	年次有給休暇あり その他に有給・無給の特別休暇があります。

*報酬及び通勤費の額は、令和7年度の実績です。

9 その他

- ・受験のための旅費等は、支給しません。

【申込み・問合せ先】

上越市こども・子育て部こども家庭センター こども家庭支援係
所在地：〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号
電 話：025-520-7490